

## 定期監査

監査対象 43所属及び2財産区

監査期間 令和3年11月9日～令和4年3月30日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、29件の指摘と52件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください）。また、6件の意見を付しました。

### ★主な指摘事項

#### ・補助金交付事務の不備について【健康づくり推進課】・合規性及び正確性の観点

補助対象経費でない経費を補助対象経費として補助金額を決定し支出していたため、令和2年度の補助金において約8万円の過払いが生じていました。

#### ・都市公園における許可処分及び使用料の徴収について【都市計画事務所】・正確性及び合規性の観点（4件）

都市公園における行為許可や占用許可に関連して、次の4点の不備がありました。

- (1) 占用許可及び行為の許可について、職員が消せるボールペンを使用して許可申請書の占用の期間等を修正し、さらに実績に合わせた許可書を事後に発行していました。
- (2) 市都市公園条例の規定によれば、公園の使用料は前納とするとされているところ、占用等の実施後に許可書の交付と合わせて使用料を請求していたものがあり、また、これらの中には納期限までに納付のないものがあったため、本来発生するはずのない未収金が発生していました。
- (3) 上記使用料の未収金の管理について独自の記録は作成していたものの、市債権の管理に関する条例施行規則で定める債権管理上の必要な情報が記載されておらず、また、督促をしていない事例も見られました。
- (4) 市都市公園条例の規定により、許可を受けた者の都合による許可の取消しや使用料の還付については、その手順及び割合が定められていますが、これらによらず申請者からの電話連絡で取消しを認めたり、許可・申請に係る使用料の全額を減額したりしていました。

## ●主な意見

### ・高橋雨水ポンプ場建設工事における法令違反を受けた再発防止策の再構築について【下水道建設課】

令和3年1月に発覚した高橋雨水ポンプ場整備に係る事務事業事故については、所管部局が同年4月に公表した内部調査報告書において、再発防止策を構築したとされていましたが、その後も2度にわたる建築基準法違反が判明したことから、再発防止策は機能していないと言わざるを得ません。また、この内部調査報告書では令和2年12月に発生していた違反を把握できていなかったことから、原因の究明と問題点を徹底的に洗い出し、的確な再発防止策の再構築を進めることが必要です。

なお、監査委員協議会や令和3年度定期監査本監査において、工事の進捗状況や今後の見通しについて所管課からの説明を求めてきましたが、これらの建築基準法違反は報告されていませんでした。さらに、法令違反と知りつつ着工を指示したとされる組織としての一連の対応は、市民に対して静岡市役所はコンプライアンスが徹底されていないという印象を与え、市政への信頼を大きく損なう大変憂慮すべき事態です。市職員は全体の奉仕者として公務に従事しているということを今一度認識し、職務に取り組むことを強く望みます。

## 《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した19件の業務について改善状況を点検した結果、全ての業務について改善されていることが確認できました。

## 《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：内部統制の充実・強化】

今回の監査においては、度重なる法令違反や、過去の定期監査で繰り返し指摘されている不備の再発、組織としての意思決定をした文書が存在しないものなどが見受けられたため、必要なルールを把握しそれを正しく理解しておくこと、事務事業事故等について実効性のある再発防止策を徹底すること、意思決定の過程を明確化することなどを求める意見を付しました。